

大田原市都市計画マスタープラン（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果

1 意見募集の概要

- (1) 計画の名称 大田原市都市計画マスタープラン
- (2) 計画案の公表日 令和7年11月10日（月曜日）
- (3) 意見の募集期間 令和7年11月10日（月曜日）～令和7年12月1日（月曜日）
- (4) 意見の提出状況 1名（提出方法：持参）
- (5) 提出された意見数 4件

2 提出された意見に対する市の考え方 ※語句の誤り等は訂正しております。

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>【3-2 将来都市構造 (2) 拠点 P27、28】</p> <p>①中心拠点、⑥市民交流拠点、⑧医療拠点 それぞれの拠点を結ぶ公共交通（マイクロバス）を巡回させる。</p>	<p>【共通】</p> <p>都市計画マスタープランは、「都市計画の基本的な方針」として市町村が定めるまちづくりの将来ビジョンを示すものであり、具体的な取組等については別計画で位置付けることとなります。公共交通に関する具体の施策等については、大田原市地域公共交通計画等において内容を検討してまいります。</p>
2	<p>【4-2 交通体系の方針 (1) 基本的な考え方 P36】</p> <p>「様々な交通手段を総合的に捉え、交通の円滑化や渋滞緩和、利便性の向上、環境改善など総合的な交通体系の構築が必要となります。」とありますが、まさにその通りと考えます。</p> <p>また、「様々な交通手段による移動や連携を効率的かつ適切に機能させるため、交通体系の方針を示します。」とあるが方針だけを示しても実行しなければ絵にかいた餅である。</p> <p>(1) 基本的な考え方でも「交通利便性や安全性の向上を図ります。」とある。また、「鉄道・バス・デマンド交通等の公共交通の利便性の向上を図るとともに、AI や自動運転技術等の最新技術の動向を踏まえ、新たな交通手段のあり方について検討します。」とある。しかし、いかにしてそれらを実行するかである。</p>	

No.	意見の内容	市の考え方
3	<p>【4-2 交通体系の方針 (3) 公共交通網の整備 P37】</p> <p>「生活交通としての公共交通を維持し、将来にわたり持続可能な交通サービスの確保を図ります。」「既存公共交通（鉄道・バス・デマンド交通・タクシー）の機能の充実・強化による公共交通ネットワークを構築し利便性の向上を図ります。」「地域共助型生活交通」などの移動手段の導入を検討するとともに、福祉運送や送迎車両等を活用した「地域公共交通網」の形成を図ります。」とある。これらの考えには大賛成である。しかし、いかに実行するか、実現するか、具体的な方策が全くないのは残念である。旧市内でも他の地区と同様少子高齢化が進み、特に高齢者の運転免許証の返納が多くなり、高齢者の外出の際の足に不自由する人が多くなってきていることから、公共交通の一層の運行を図るべきである。特に旧市内はデマンド交通「らくらく号」が大田原市役所一那須日赤病院・トコトコ大田原が交通拠点として機能しているが、もっと多くの拠点を裏通りまでつくり、巡回させるべきである。(案)でも、「既存公共交通の機能の充実・強化による公共交通ネットワークを構築し利便性の向上を図ります。」とあるのだから、言葉だけでなく、市民の日常生活の利便性を高めるために運行すべき。</p>	
4	<p>【5-1 大田原地域 (3) まちづくりの課題 ①② P53】</p> <p>高齢者の運転免許証の返納が多くなってきております。交通弱者が増え、多くの問題が起きつつあります。特に市営バスの幹線道路以外の、いわゆる裏通り地域の交通弱者が安心して暮らせるためにも、路線バス以外の公共交通（マイクロバスのコミュニティバス）を走らせるべきと考えます。既存の競合する交通事業者（バス・タクシー）については、理解と協力が得られるようにきめ細やかな対応が必要です。利用できる市民として、一般市民はもちろんですが、割引対象者として例えば小学生、身体障害者手帳、療育手帳、身体障害者保険福祉手帳の交付を受けている方、指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方達、介護認定または、要支援認定を受けておられる方、未就学児、妊産婦。これらの同伴者等々を割引対象者として考えれば、デマンド交通の拡充で「地域共助型生活交通」の移動手段導入を検討し、交通弱者「福祉のまち おおたわら」を積極的に目指すべき。</p>	